

評議員就任承諾書兼誓約書

- ・ 評議員選任・解任委員会で評議員に選任された場合、社会福祉法人〇〇の評議員に就任することを承諾します。

任期：2025年〇月〇日（評議員選任・解任委員会の開催日）から
2028年度の会計に関する定時評議員会（2029年6月頃開催）の
終結の時まで

- ・ 評議員に就任するにあたっては、次の各号に掲げる事項を誓約します。
 - 1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格事由に該当しないこと
 - 2 各評議員又は各役員と親族等特殊関係にないこと
 - 3 暴力団員等の反社会的勢力者に該当しないこと
 - 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

2025年 月 日

社会福祉法人
理事長 様

住 所

氏 名
(署名又は記名押印)

社会福祉法

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第二百二十八条第一号ニ及び第三号において「暴力団員等」という。)

社会福祉法施行規則

第二条の六のニ 法第四十条第一項第二号(法第四十四条第一項、第四十六条の六第六項及び第一百五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。